

議案第9号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、<u>組合休暇及び子どもケアサポート休暇とする。</u></p> <p><u>(子どもケアサポート休暇)</u></p> <p>第17条 <u>子どもケアサポート休暇は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアその他日常的な身体的支援が不可欠である子（満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子をいう。）を介助するため、任命権者が、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p><u>2 子どもケアサポート休暇の時間は、1日につき4時間15分を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 第15条第3項の規定は、子どもケアサポート休暇について準用する。</u></p> <p><u>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、組合休暇及び子どもケアサポート休暇の承認)</u></p> <p>第18条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間、<u>組合休暇及び子どもケアサポート休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第19条・第20条（略）</u></p>	<p>(休暇の種類)</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間<u>及び組合休暇とする。</u></p> <p><u>(病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び組合休暇の承認)</u></p> <p>第17条 病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇、介護時間<u>及び組合休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>第18条・第19条（略）</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 和光市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第15条(略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、<u>介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)</u>又は<u>子どもケアサポート休暇(職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))を除く。))が日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアその他日常的な身体的支援が不可欠である子(満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある当該職員の子をいう。))を介助するため、管理者が、1日の勤務時間の一部(1日につき4時間15分を超えない範囲内で必要と認められる時間)につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p>	<p>(給与の減額) 第15条(略)</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)<u>又は</u>介護休暇(当該職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。ただし、期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。</p>

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

恒常的な医療的ケアその他身体的支援を必要とする子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進していくため、新たに子どもケアサポート休暇を導入したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。